

令和3年2月10日

陳情第60号

公営事業部事業課の事務の適正化を求める陳情

## 公営事業部事業課の事務の適正化を求める陳情

### 【陳情趣旨】

公営事業部事業課の業務は「競輪事業（小田原競輪）の実施」となっていますが、令和2年3月18日から「小田原競輪開催業務等包括委託業務」として、

- (1) 本場開催業務及び関連業務
- (2) 受託場外開催業務
- (3) 非開催業務
- (4) サンサンヒルズ小田原の一般供用日管理、運營業務
- (5) その他小田原競輪場が市民に親しまれる競輪場になるよう、周辺施設との連携、競輪場施設を活用した市民向けイベント等

をトータリゼータエンジニアリング株式会社に委託しています。

小田原競輪場では、コロナの影響を受け、昨年2月末から6月21日までの4か月近く、観客を入れての開催は行いませんでした。また、現在、緊急事態宣言及びその延長を受け、1月11日から当面の間、本場開催は「無観客」にて開催、場外開催は「中止」としています。

事業課職員の事務分担表を見ると、観客を入れての本場開催、受託場外開催に関する業務がほとんどを占める職員がいます。包括委託によってその多くが委託されている上、現在の緊急事態宣言が仮に3月7日まで延長されると、半年近くの日数、観客を入れないこととなり、なすべき業務がほとんどないと考えられます。例えて言うなら、半年近く閉店しているような状況です。

開催の準備や開催後の処理など、客がいなくてもやることはあるのですが、常識的に考えて、客を入れている状態と同等の事務量があるとは考えられません。

にもかかわらず、包括委託前と同数の職員が、漫然とただ観客を入れない日々を過ごしていることは適切であるとは思えません。民間企業で言えば、コロナによって客の減った飲食店なら、宅配やテイクアウトを取り入れるなど、生き残るために知恵を絞ります。仕事が減り出勤日を減らされたことで収入が激減している市民もいます。

今まだ続く無観客の期間中、市民のために働く公務員として、業務が極めて少ない状態に対して何らかの対応をとることを求めます。

### 【陳情項目】

小田原市議会として、公営事業部の事務が適正であるかを確認し、適正でない場合はその是正を求めること。

令和3年2月10日

小田原市議会議長  
奥山 孝二郎 様

提出者

小田原市東町四丁目11番41号  
手塚 満 ㊞